

令和元年第3回八雲町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月9日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 2番 | 関口正博君 | 3番 | 佐藤智子君 |
| 4番 | 横田喜世志君 | 5番 | 斎藤實君 |
| 6番 | 大久保建一君 | 7番 | 赤井睦美君 |
| 9番 | 三澤公雄君 | 10番 | 田中裕君 |
| 11番 | 牧野仁君 | 12番 | 安藤辰行君 |
| 13番 | 宮本雅晴君 | 14番 | 千葉隆君 |
| 副議長 | 15番 黒島竹満君 | 議長 | 16番 能登谷正人君 |

○欠席議員（0名）

○欠員（2名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
政策推進課長	竹内友身君	併選挙管理委員会事務局長	阿部雄一君
財務課長	川崎芳則君	新幹線推進室長	馬着修一君
住民生活課長	川口拓也君	会計管理者	戸田淳君
建設課長	鈴木敏秋君	兼会計課長	朝倉俊之君
公園緑地推進室長	岡島広幸君	保健福祉課長	加藤貴久君
農林課参事	荻本正君	建設課参事	伊藤修君
商工観光労政課長	藤牧直人君	農林課長	田村春夫君
落部支所長	佐藤尚君	併農業委員会事務局長	田中了治君
学校教育課長	石坂浩太郎君	水産課長	齊藤精克君
社会教育課長		環境水道課長	
兼図書館長		教育長	
郷土資料館長	佐藤真理子君	学校教育課参事	
町史編さん室長		体育課長	三坂亮司君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院庶務課長	竹内伸大君
総合病院庶務課参事	佐々木裕一君	総合病院医事課長	石黒陽子君
総合病院地域医療連携課長	加藤孝子君	消防長	大淵聡君
消防本部次長	伊丸岡徹君	八雲消防署庶務課長	高橋朗君
八雲消防署長	今村幸一君	八雲消防署警防救急課長	堤口信君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長		熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	吉田一久君		
海洋深層水推進室長	福原光一君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和元年9月9日招集、八雲町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、7月の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配布のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じてご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。8月21日札幌市において、縦貫自動車道等及び新幹線建設促進八雲期成会による意見交換会が実施され、町長及び関係者と共に北海道開発局及び鉄道・運輸機構を訪問し、意見交換を行ってまいりました。

8月26日は札幌市において、北海道市町村職員退職手当組合議会定例会が行われ、出席してまいりました。

また、8月27日は奥尻町において、渡島・檜山町村議会議長連絡会議が行われ、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会関係であります。総務経済常任委員会から7月25日付で、「八雲町と奥尻町との広域連携と地域経済の活性化」について奥尻町での視察調査を実施するため、会議規則第72条の規定により委員派遣承認要求書が提出されましたので、議長により承認いたしました。視察は8月21日及び22日に実施され、委員4名が参加しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、9月4日議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議会運営委員会委員長としてご報告いたします。

本日をもって招集されました第3回定例会の運営について、去る9月4日、議会運営委員会を開催し協議いたしました。

以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に町長より提出されている案件は、既に配付されております議案 15 件、同意 1 件及び平成 30 年度各会計の決算認定 9 件の合わせて 25 件です。

また、議会運営委員会より条例改正 1 件、規則改正 1 件、閉会中の継続調査申出書、議員発議による意見書案 6 件ほかに、議員派遣の件 1 件が提出される予定であります。

一般質問は宮本雅晴議員以下 6 名から通告があり、発言の順序は抽選により決定しております。

次に、認定に付される 9 件の決算審査は、議会運営基準第 88 項の規定により、議長及び監査委員である議員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を願うことにいたしました。

以上、申し上げました内容を踏まえて、検討の結果、本日配布の議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を 9 月 13 日までの 5 日間といたしました。

以上が、議会運営委員会における議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にもありますとおり、会期中に各常任委員会や全員協議会等の会議も予定しておりますので、精力的に進行され、予定どおり運営されるよう議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

◎ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に斎藤實君と黒島竹満君を指名いたします。

◎ 日程第 3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より 9 月 13 日までの 5 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 9 月 13 日までの 5 日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

一般質問につきましては、宮本雅晴議員以下 6 名から通告がなされておりますが、その要旨等はお手元に配布の表によりご了知願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議にあたり、議案等の説明のため予め、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配付しております議案書、各会計歳入歳出決算書及び審査意見書の一部に誤

りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。
以上でございます。

◎ 日程第4 一般質問

○議長（能登谷正人君） 日程第4 一般質問を行います。

質問は、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず大久保建一君の質問を許します。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） おはようございます。それでは一発目いきたいと思います。

「防犯カメラを設置し、安全な町を」と題しまして。最近、防犯カメラやドライブレコーダーによる事故や犯罪の映像が、ニュース等でよく見られるようになった。その映像は事実を記録し、事故処理や示談協議、また犯罪の告発や捜査にとっても有効であり、その普及率は民間レベルでも上がってきています。

また、防犯カメラは、映像記録の保存ということだけではなく、その存在を知らしめること、それ自体が防犯にも有効だといわれています。

自治体による防犯カメラ設置の先進地であります千葉県市川市では、防犯カメラを市内各所に設置してから、犯罪認知件数が設置以前の約3分の1に減少、大阪府枚方市でも半減したといわれています。

八雲町においても、通学路を中心に公共施設前や主要な交差点等に、防犯カメラ設置を進めるべきと考えておりますが、その考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、大久保議員のご質問にお答えいたします。

防犯カメラには、潜在的犯罪者に犯行を思いとどまらせる犯罪抑止効果、犯罪に対する不安を緩和するその場の利用者に安心感を与える効果、事件発生時には録画した映像を利用して犯人を特定する犯罪捜査へ貢献する効果といった、三つの効果があると言われております。

また、防犯カメラを設置したことにより、議員おっしゃるとおり、犯罪認知件数が減少したという結果も報告されておりますが、そのほかにも、行方不明者や認知症高齢者の捜索などにも期待できるといわれております。

八雲警察署管内では、平成30年の1年間に66件の犯罪が発生し、そのうち、空き巣・事務所荒らしなどの侵入窃盗や自転車盗難、車両関連犯罪などの窃盗犯は38件発生しております。これらのことから、防犯カメラを設置することは犯罪の抑止効果が期待できると考えております。

しかしながら一方で、防犯カメラの設置には課題もあり、札幌市の町内会で設置した防犯カメラが一部住民のプライバシー侵害に当たるとして撤去を余儀なくされたという事例

もあるため、設置にあたっては設置場所の入念な検討、そして、慎重に住民の合意形成を図ることが必要であると考えます。

防犯カメラの設置については、今後地域の皆さんの意見を聞きながら、八雲警察署と連携し検討を進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） 検討していきたいということを回答をいただきまして、安心しております。ただ、札幌市の例を挙げておりました。合意形成が必要だということを言っておりましたけれども、多分、防犯カメラ設置に対する障害の一番大きな部分が、プライバシーという部分だと思います。先進地なんかにおきましては、その運用のための基準というものを明示してやっていることが、プライバシー保護に繋がっている。

そこで、八雲町は最近公用車にドライブレコーダーの設置を進めていて、かなりの普及になったと思います。そのドライブレコーダーも同じくいろんな通行者、歩行者等が写り込むものですが、それに関するプライバシー保護等の設置、運用の基準というのは、町は設けられているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員のおっしゃるとおり、ドライブレコーダーの録音や録画につきましては、今の町の公用車についてドライブレコーダーは衝撃があった場合、さらには危険があった場合にスイッチを押すと。そんな感じで常時録画しているのではなくて、その都度録画されるという方式でございますので、何も無いときには録画されていない状況で運用していると聞いております。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） 私の認識がもし間違いでなければ、ドライブレコーダーというのは常に常時録画されているものだと思うんですよ。それで、事故があった場合、その前から後までそれが通常録画とは別に衝撃があったときだけのものとして、別録画というんですかね、別枠に録画されるものだと思いますので。

やっぱり、事故があった瞬間、衝撃があった瞬間でも違う一般の通行者だとか歩行者も写り込む可能性はあるので、今からそれは万が一のために設置基準らしき、ガイドラインでもいいですから、そのようなものは設けた方がいいと思います。

それは、蛇足というか本題とはずれるんですけども。それで、この防犯カメラについてはですね、もちろん条例なりガイドラインなりでプライバシーに十分配慮したかたちでの導入というのを検討していただきたいと思っております。

あとですね、設置するにいうてもう一つ障壁になるのは、ランニングコストだと思うんですよ。防犯カメラについては設置したときの設置費用のみならず、普段からの電気料なり記録媒体なりのランニングコストというのが当然かかってくると思いますので。一つ

の方法として、直接町が設置するという方法もありますけれども、町内会なり沿道なりの、沿道に設置してある企業なりの協力を求めてですね、ランニングコストは一部負担してもらいながら、設置費用の一部補助という考え方もあると思いますので、その辺も併せて検討してみたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員おっしゃるとおりですね、コスト面とかこれから町としてもいろいろ考えていかなければならない問題だと思います。さらに町内会、そしてやはり警察とですね、十分にその辺は配慮してですね、慎重にしながら設置場所等々、さらに企業でもコンビニさん系統では多分設置してるとは思いますけれども、その辺の連携も、これは町というよりは警察、防犯関係は警察だと思いますので、その辺は慎重に進めたい。

大久保議員おっしゃるとおりですね、今本当に八雲のですね、庁舎前も雨降りや雪降りになるとですね、児童を送り迎えする車、さらにですね、コンビニさんに入ってくる車等々の、その辺は防犯ではありませんけれども、その辺のことも考えると必要な場所はあるのかなと思いますので。ただ、設置場所や設置費用さらにプライバシーの問題等々はですね、慎重に関係団体等ですね、慎重に進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○6番（大久保健一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保健一君） 冒頭の答弁で町長が言われてたとおりでですね、八雲町でも少なくなつたといえ、こういう大きい国道5号線を町としてですね、八雲町内に在住している方だけではなくてですね、外部から入られてくる方もかなりおられると思います。

また、私もPTA関係をやっていたときも、子どもに対する不審者というのが、必ず毎年起きていたものでもありますし、やっぱり町民皆様の安心安全を守るというのが、町または行政の大きな責務の一つでもありますので、是非とも進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 以上で、大久保健一君の質問が終わりました。

次に、佐藤智子さんの質問を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 質問に先立ちまして、各地で自然災害によって被害に遭われている皆様に心よりのお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

一つ目、がんと共に生きる人の話を聞こう。と題しまして、質問いたします。

今や二人に一人はがんにかかると言われております。いつその日がやってくるのかわからないし、もうすでに忍び込んでいるかもしれません。

がんが見つかった人に直接そのことについて聞くことははばかれますし、身内にかかった人がいる場合以外は、よほど親しくなければその生き方に触れる機会も多くはないと

思います。

この頃は、全国的に仕事を続けながら治療を続けている人が増えていますが、がんを抱えながら生活を続けている人たちの経験を聞く機会があれば、まち全体のがんへの意識が高まるのではないのでしょうか。

プライバシーの保護やご本人のメンタルや病状によって難しい側面はありますが、ご本人が体験や経験を話してもいいという承諾を得た上で、講演会や座談会を企画してみてもどうでしょうか。お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の、一つ目のご質問にお答えいたします。

がんは日本における死因の第1位であり、平成28年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに約二人に一人が罹患すると推計されております。

また、当町においても、毎年死因の第1位はがんであり、町民の生命と健康にとっても重大な問題と認識しております。

がんは、生活習慣の改善等により発症リスクを軽減したり、がん検診によって早期発見し、適切な治療を行うことで死亡者数を減少させることが可能なことから、一人でも多くの町民ががんに対する理解を高め、検診を受診するよう、健康教育や各種がん検診等の事業を実施しているところです。

議員からの「がんを抱えながら生活している人に承諾を得て、講演会などを企画しては」というご質問ですが、最近では芸能人やスポーツ選手が自らのがんを告白して、一時的に話題になることもありますので、講演会の開催ががんに対する知識の啓発やがん患者やその家族に対する心の支援、周囲の人の理解などを推進する一つの方法にはなるかもしれません。

しかしながら、がんを患っている人は、心理的に痛みを抱えながら生活している人が多く、八雲地域保健室と八雲総合病院、町の3機関で、2か月に1回開催している「がんサロン」では、参加者から「がんになったことを、他人に話すのは勇気があるので伝えられない。」「家族にも心配をかけるので、病状を伝えたくない、心の中に留めておきたい。」「再発や転移の不安の中で、日々生活している。」等々の声を聞いております。

そのような現状から、がんの患者に対して町から講演などの依頼をすることは非常に困難だと感じておりますし、現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 近隣で最近、お祭りに麻木久仁子さんというタレントさんという方、という方呼んで、乳がんだったと思いますけれども、そのお話を聞く機会を設けている町がありました。

しかし、そういう芸能人やスポーツ選手を呼ぶとなればお金も大変かかると思いますので、私が提案しますのはそういう有名人ではなくて、やはり町内で暮らす人で、しかも今

町長がおっしゃったように大変ナイーブな問題ですので、そういうところのはとてもという方も多いとは思いますが、私が耳にしたといいますか直接言われたのは、今克服してといいますか、転移の危険は付きまとはいるのでしょうかけれども、それなりに健康に留意して暮らしているという方が、そういう機会があったらというお話を直接いただいたこともありまして、今回の質問をしております。

今現在考えていないということでしたけれども、一つ事例を紹介したいと思います。

これは2018年の去年なんですけれども、去年の2月に福井県で行われたものであります、ちょっと規模としては大きいんですけれども、2015年に1回目をやっていて、それから3年後に2回目をやったということで。医療者、行政、患者、その家族又は一般市民など125名ですか、かなりの人数が集まったという取り組みであります。

それで、国立がん研究センターがんサバイバーシップの支援部長さんなんかも、そのスタッフになっている事例です。

前半は後援会といいますか、医療者からと、あとは患者様本人から。それから後半は、おしゃべりカフェみたいなかたちで経験者や医療者、あとは一般の方なんかも交えて、7班にも分かれてお菓子を食べながらがんの経験を交流したという事例がございます。

こういう先進的な取組もありますので、今現在考えていないということではなくて、やはりそれが町民のためになるという方向性をもって、企画計画をしてみてもどうかと再度提案いたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、このがんの患者さま並びに病気を持った方が講演会をするというのは、先ほど申し上げた通りですね、町としては考えておりませんということであります。

このがんの種類もたくさんあるんだろうと思いますし、私もこの年になるとですね、やはり周りのがんで亡くなった方もたくさん出てきております。

ただ、その人でもいろんな場合がありますし、さらにですね、その人が本当に話したいことがあればですね、また別なかたちがあるだろうと思ってますし、その今述べたことが先進的という佐藤議員さんの考えでありますけれども、それが先進的なのかは今のところ研究も含めてませんので、今のところですね、先ほど申し上げたとおり考えていないということで、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 本当にそうやって亡くなった方のことなんかも思うと、心の痛みとして、皆の中に残っていることだとは思いますが。

ただ、今は二人に一人のがんになるという時代ですし、かかってすぐに残念ながらお亡くなりになる方も未だに多いわけなんですけれども、生存率も男性では6割弱、女性では6割強又はがんによって5割程度という結果も出ております。

今は行わないということですが、その考えも変わる日が来ると私は考えます。
先ほどの福井県の事例で、二つ程紹介させていただきます。

一人は乳がんを診断された女性です。2016年の12月、44歳の時に乳がんと診断され、2017年に8か月間手術と抗がん剤治療を受け、仕事もしていたけれども、家族と相談してすぐにやめるとはいわないで、いろいろな公的な補助も受けながら、やはり今の時点では、最初は1月にもうやめてしまおうと思ったんだけど、まだ辞めるんじゃないというアドバイスを受けて、その間に公的な補助も受けて、それで3月に退職をするに至って、今は旦那さんと子どもさんと一緒にボランティアなどから始めて、職場復帰を考えているという女性の事例です。

もう一つはですね、これは後半のおしゃべりカフェの方で、グループで交流があった人のまとめの発表の中の話です。ちょっと読ませていただきます。

「僕は、白血病の末期を4年前に経験してお金のことですごく困り、大変な思いをしました。初めに白血病になったのは、30歳のときですが、そのときにグリベックという薬を飲んでいました。1錠3,000円しました。1日4錠なので1万2,000円かかります。1か月で40万円くらいのお金がかかります。僕はその40万円を一括で払いました。高額医療用費というのは3か月後に戻ってくるのです。今は80,100円という上限で払い続けられますが、当時はそれがありませんでした。生きるために毎月40万円。3か月で120万円払わなければお金が戻ってこないということになりました。それで役所に駆け込んでこのままだと生きていけないから、首つらなければならなくなる。お金がないと薬が飲めない。それでは駄目になるという話を役所にしました。そこで初めて高額療養費の委任払い制度があることをインターネットで見つけ、それを福井市役所に見せて、高額療用費の制度第1号で認定してもらいました。それでも結局お金が回らないまま再発しました。4年前の12月にある病院に余命3か月で入院し、来年の桜は見られないだろうと言われたのです。そこで、生活保護を受けました。そこから医療費に関しては、一切気にせずに治療に専念できることになりましたが、結局その病院では治療は無理で、そのまま他県の大学病院に行きました。しかしそこでも無理と言われて、最終的にさらに別の大学病院で特別な方法で骨髄移植の手術を受け、完回して4年目を迎えています。その間、骨髄移植を受ける県に行く引っ越し代もアパートも生活保護費から支給してもらいました。生活保護の流れがあって生きてこられたということもあります。法テラスに相談して生活保護を受けることもできました。」

それでこの人は、今給料10万円くらいで仕事もしているということでございます。いろんな方々がいらっしゃいます。そういう経験交流をいずれはできる町になってほしいと思います。

今は最近がんで亡くなった方もおりますから、大変辛く答えるのも嫌な気持ちだと思いますけれども、是非とも考えていただければと思います。

保健福祉課の方ではどのようにお考えでしょうか。では、町長がもう一度お答えください。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、先ほどから言ってますとおりでですね、がんの患者さんと生きる人の話を聞くというのはですね、やはりこれは聞くことは、もちろんこれは個人的だとか、いろんなことではそれは必要だと感じます。

私も議員の中でも大事な友人、友達を亡くしました。その人とも、話を聞くにも私自身もかなりの勇気を持ちながらですね、4回ほどいろんな話を聞かせていただきましたし、また、私の友人にもたくさん患者がいます。ただ、その人達の講演会をですね、そういうことをやるかというのは、それについてはかなりハードルが高いのだろうと感じておりますので、先ほどから話したとおりでですね、今のところそういうことは考えていないということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 分かりました。それでは次の質問に移らせていただきます。

道に申請中の八雲地域の護岸工事、進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

護岸の老朽化は漁家の悩みのタネとなっています。護岸工事は道の事業になりますが、町が窓口となって毎年、要望を出していると思います。

今現在、何件の要望が出ているのでしょうか。それらの進捗状況を、お伺いいたします。さらに、要望であがっている項目は実現可能かどうかを、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の、二つ目のご質問にお答えいたします。

護岸の整備要望については、国土交通省 水管理・国土保全 所管海岸に係る、道単独事業による海岸保全施設の整備要望として、北海道 渡島総合振興局 函館建設管理部 八雲出張所長より、毎年、要望の照会があり、回答しているところであります。

現在、事業要望をしているのは、黒岩地区、山崎地区、内浦地区、栄浜地区の各1件と、浜松地区4件の、合計8件となっております。

進捗状況であります。浜松地区のうち1件について、平成22年度より整備が開始され、事業量の進捗率は令和元年度で73.6%となる見込みです。他の7件については、未着手となっております。

事業の実現可能性であります。北海道は全道の沿岸市町村より整備要望を取りまとめ、緊急性を勘案し、整備する箇所を選定しているとのことでもあります。

八雲町としては、現地調査を行い、荒天時に撮影した写真を添付するなど、整備の必要性を訴えながら、実現可能に向け、引き続き、北海道に対し、要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 役場としては本当に誠実に対応してくださっているのを知ってい

ます。平成 32 年度実施事業、これは平成のときに出されたものですから、手元にある資料は今度は令和 2 年の要望の内容だと思いますけれども、これは地元の栄浜の護岸の資料でございます。一人ないし二人から出された要望ですけれども、全部で 8 件あるということで、まだ 7 件未着手ということですから。本当に実際現地に行って調べて写真も撮って毎回要望されているということで、それでもその要望といいますか、その箇所にいる方々に対して、どのくらいフィードバックされているのかというのが、なんぼ頼んでもやっつけられないじゃということでは役場がせっかく要望出しているのに、もったいないといいますか、役場では一生懸命やっているんですよということを各地に知らせる方法というのはどのような手立てをとっているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、役場がやっているよというアピールをしなければならぬというのは別の話ですけれども。北海道は本当に海岸線の多い北海道であります。とくに胆振東部を含めですね、この頃災害が多いということで、予算の方もやはりそちらの方にとられてる方が多いのかなど。緊急性のあるもの、さらに先ほど浜松地区のも進めておりますけれども、これは先般、昨年、一昨年ですね、台風のときも民家まで波がくるようなそんなところありますので、やはりその人に被害が起こるだとか、そういう緊急性も含めてですね、道の方も考えながら予算配分をしていると認識しております。

たしかに佐藤議員さんのおっしゃってる栄浜の海岸線を私も幾度となく見にいきましたけれども、たしかに道路の付近までは波はきておりますけれども、そこに民家が今のところありませんので、緊急性も薄いのかななんて思いながらですね、しかしながら町としても、この 7 か所については要望し続けるということになるだろうと。これはですね、海岸ばかりではなくてですね、いろんな要望、道に対する道路、山、治山、いろいろですね、やはりこれはなかなかつかなくても要望し続けることはやっていかなければならぬだろうということで、それを住民にアピールすれってことでありますけれども、それはやっているということで理解いただければなということで、よろしく願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） アピールしろってことではないんですけども、時と機会を図って、今こういう状況で道にはちゃんと伝えているんですよというのを言ってもらえればなということです。

それと、こういうのは期間もかかりますし、3,000 万だの 5,000 万だの 7,000 万だのお金のかかる事業でありますし、優先順位で取り組むのは当然のことだろうと思います。

それでちょっと、波けしブロックで対処するということは考えたことはないのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 護岸の工事方法は道の方で考えるものと思いますので、町もですね、整備するものでありませんので、それについては町として考えたことはございません。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） もし有効だと思うような手立てがありましたら、要望の中に加えて要求していただければと思います。それと今町長が言われたように、粘り強く要求していただきたいと思います。

では、3番です。

国保でも子育て支援を。ということで、質問させていただきます。

国民健康保険税は世帯の人数を算定基礎とする「均等割」があります。これが国保税を高くする要因の一つとなっています。世帯の人数が保険税に影響するのは国保だけあります。

「少子高齢化」が取り沙汰されている中、家族の人数が増えれば負担も増えるのであれば「子育て支援に逆行する」のでしょうか。

子どもの均等割減免は「第3子からの全額免除」や「子どもについて3割減免」など全国的に徐々に広がっており、なかには「全額免除」の自治体も出てきております。

「子育て支援」に力を入れる八雲町として試算を出し、実施することも検討すべきではないかと思ってお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の、三つ目のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、国民健康保険税は、世帯の負担能力に応じて賦課する応能割と、受益の程度に応じて賦課する応益割により構成されており、応益割のなかでも均等割は被保険者の多い世帯ほど、保険税が加算される仕組みとなっております。

また、さらに、この均等割の算定におきましても、負担能力に応じて、所得の低い世帯に対しましては、保険税を軽減する措置が適用されているところであります。

ご承知のとおり、国民健康保険の運営につきましては、被保険者が、相互で助け合う制度設計となっているところであります。このことから、新たに均等割の軽減措置を導入することになれば、さらなる負担を求めることとなり、多額の赤字を抱え、税率の引き上げを行ったばかりの当町の現状を見ますと、被保険者から理解を得ることは難しいものと考えます。

また、平成30年度からの広域化後においても、各市町村へ示される標準保険料につきましては、統一のルールに基づく算定と賦課を基本としており、今後も、北海道と市町村が一体となって共通認識の下、国民健康保険の運営を行っていくためには、市町村単独による均等割の軽減措置の導入は、難しいと考えます。

なお、北海道としても、子どもに係る均等割軽減措置の導入を国へ要望しているとのことですので、この情勢を見守りつつ、国民健康保険の平準化に向けて、道と連携してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 道と連携してということで、是非その方向でやっていただきたいと思いますが。道はなかなか大変な状況なんですけれども、一つ宮古市はですね、昨年12月に子どもの均等割減免の要望に対して検討するということになり、19年度予算案に子どもの均等割の免除を計上したということでありまして。

この宮古市の対象は0歳児から高校3年生18歳までの501世帯836人です。

予算額と内訳は、1,833万円。子ども均等割減免分が1,475万円、システム改修費が358万円ということになっております。均等割25,400円が836人分軽減されるということで、2,123万円の予算のうち低所得者の7割・5割・2割法定減免を引きますと1,475万円の予算でできるということで、一般会計からふるさと納税の市長お任せ分で財源を繰り入れたという内容でございます。

八雲町もふるさと納税で使いみちはたくさんありますけれども、こうした福祉の面の一つとして振り向けることもお考えになってはどうでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この国民健康保険は本当に、今北海道と連携しながら大きい枠でやっと今なったばかりでありますので。この辺についてはですね、先ほど佐藤議員おっしゃるとおりですね、北海道と連携しながらですね、これは平準化に向けて進めたい。これは、国に対しても要望を進めていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

この医療費についても、やっと八雲町も今年ですね、一日からですね、高校生まで医療費が無料になりましたので、財政も含めてですね、それはもう少し様子を見たいと思っております。

さらに、このふるさと納税を福祉にということでありますけれども、なかなか難しいんだろうなと。このふるさと納税はですね、いつまで続くものか、今年もあるものかないものなのかも全く不透明なものでありますので。これについてはやはり、ふるさと納税は短期に使うものについては有効だと考えますけれども、長期に渡る福祉には大変、これを使うことによって今は良いですけれども、ふるさと納税がなくなった場合、さらに減少した場合には、町行政の財政の圧迫ということも考えてますので、このふるさと納税の使い方にはちょっとそぐわないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） なかなか難しいのは重々承知で言っておりますけれども、試算を出してどのくらいできるのか、この宮古市は人口も八雲よりかなり多い市でありますし、宮古市で1,475万円ですから八雲町ではそんなにかからないのかなと思っておりますけれども、試算を出すという検討だけをしてみるというお考えはないでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今のところ試算をするということはないと考えております。何と言ってもやはり今道とやっどですね、一体化したと。やはり少ない1万何千人の人数で国民健康保険の割合は3割くらいでありますから、さらに全道統一した中でですね、それはいろいろ平準化していくというのが今始まったばかりでありますので、その辺もやはり我々としても慎重深くですね、これからの動向を見ながら判断していきたいと。そういう思いでありますので、まだ始まったばかりでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 残念ですけれども。それでは4番目の質問に移ります。

遊具設置の考え方をお伺いします。

公園緑地推進室を中心に町内の公園等の遊具の老朽化したものは撤去するなどの措置をとっていると思いますが、移設については検討されましたか。検討した結果、どうだったのかお伺いいたします。

また、落部旧あかしや保育園跡に小公園が設けられましたが、遊具が少ないとの声があります。相生公園に遊具を増やしてほしいという要望も以前から出ております。

今後、そうした要望にどう応えていくのか、考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の、四つ目のご質問にお答えいたします。

現在八雲地区には、各児童公園やさらんべ公園、落部公園など20か所に大きささまざまな遊具約80基があり、毎年点検を実施し、修繕が可能であるものは修繕を行い、修繕が不可能な遊具や多額に修繕費用がかかるものについては、撤去を進める方針として実施してきております。

平成30年度は、相生公園、かつら児童公園、しらかば児童公園の4基の遊具を更新と修繕をいたしました。

佐藤議員の、移設について検討されたのかとのご質問については、撤去や更新の必要な遊具は移設しても危険性や使用不可能な状況が続くことや、また、現在の各児童公園には最低限の必要な遊具を配置していることから、遊具の移設については過去にも実績はなく、検討はしていない状況であります。

また、落部旧あかしや保育園跡地の小公園については、落部連合町内会とも相談しながら整備したことや、相生公園については、直接町には要望はありませんが、要望があった場合には、公園の利用状況の把握や地域の児童数も勘案して検証し、町内会等の意見も伺いながら必要性の検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 撤去したものは、危険性もありますし老朽化もありますので移設はしないと決めているということでありました。今後もそれはそうだと思います。移設はしないとということです。

それで、町内会等で要望があった場合には新しい遊具も設置を検討するといえますか、必要性に応じて考えてみるということであると思いました。

町内会の意見が基本になるとは思いますけれども、一般町民の声も直接届けば考えなくもないということでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど町内会というのはですね、このあかしや保育園跡地のこの遊具の整備につきましては、充分町内会とも話をしながら、さらに子供たちが遊ぶ、さらに高齢者等が使うということもありますので、その辺は町内会と話をしながら整備をしたい。それも予算もありますので、全て町内会の要望を聞いたわけではありませんけれども、お互いにすり合わせて整備をしたということでもあります。それも整備したばかりでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

さらに遊具については、町内会の要望、個人的な要望、それは個人的な話でも聞きます。ただ、聞いたからといってすぐに整備するだとかしないだとかという結論にはなりませんけれども、話としては伺いながら、これからのその今の子供たちの遊具の関係というのはいろいろ変わってきているということもお聞きしておりますし、先ほどの遊具の変更や使い回しというのはですね、先ほど話したのは使えるまで使っているということでご理解をいただきたいと思えます。使えるまで使った後に使えなくなったものは撤去していると。修繕して使えるものは修繕して使っているということで、ご理解をいただければなと思えます。

子どもやいろんな方々の公園というのは順次整備しながら利用しやすいようにですね、考えていきたい。ただし予算もありますので、そのようなご理解をいただきたいと思えます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 子どもの遊具によって子どもが成長発達していくというのは間違いはありませんから、いろいろな町内会や町民と相談してより良い方向を探っていただきたいと思えます。

子育て支援に力を入れている町長だと思えますので、必ず良い方向を出してくれると思えますので、よろしく願いいたします。それでは終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で、佐藤智子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、三澤公雄君の質問を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 1、ハラスメントにどう向き合うのか。

令和元年5月29日の参議院本会議において職場のハラスメント対策の強化を目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍・ハラスメント規制法）」が自民、公明、立憲民主の賛成多数で可決成立いたしました。

この法律は、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの5つの法律を一括で改正する内容です。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産をめぐるマタニティハラスメントについて、「行ってはならない」と明記、また、パワーハラを「優越的な関係を背景に、業務上の必要な範囲を越えた言動で労働者の就業環境を害する事」と定義し相談体制の整備や相談者に対する不利益な待遇や取り扱いの禁止を義務付ける内容になっています。

ただ、罰則を伴う禁止規定ではないため、その実効性を確保できるのかという課題を抱えています。一方、女性活躍については、これまで大企業にのみ課していた女性登用や昇進などについての数値目標を中小企業にも拡大しました。

そこで質問いたします。

①八雲町の現状はハラスメントに対して、どのように向き合っていますか。

②国の法律では、まだ課題を抱えているようだが、八雲町では実効性のある条例を整備すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

③さらに、同法の中での女性活躍の部分について、八雲町においても数値目標を立てて、女性の積極的な採用や登用をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは三澤議員のご質問に、お答えいたします。

職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を傷つける、社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げにもなります。それは、八雲町にとっても、職場秩序の乱れや、業務への障害につながり、ひいては、住民サービスや人材育成などに大きく悪影響を及ぼしかねない問題だと考えております。

一点目のご質問ですが、平成26年4月に、職員一人ひとりがパワーハラスメントについて基本的な認識を持って、すべての職場でパワーハラスメントのない快適な働きやすい職場環境づくりを進めることを目的として、「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、管理監督者の責務や職員が注意すべき事項の周知を図ってきたところであります。

さらに、パワーハラスメントを含めたハラスメントについては、近年、職員研修におい

て、その防止等、認識を深め対策を講じております。

また、職場環境などにおいて悩んでいる職員に対しては、産業医との面談を促し、職員の心のケア、職場環境の改善に努めているところであります。

次に、二点目のご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり職場におけるハラスメントに関しては、住民サービスや人材育成等に悪影響を及ぼしかねない、大変重要な問題だと考えておりますが、町の条例整備にあたっては、国の今後の方向性や他の自治体の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

当面は、この度の、いわゆる「労働施策総合推進法」の改正による、事業主の責務において規定されました「優越的言動問題に対する、その雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修の実施、その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる措置に協力するように努めなければならない」という規定に基づき、引き続き、職員研修等を中心に、防止対策を行いたいと考えております。

最後に、三点目のご質問ですが、現在の病院専門職を除く町職員の女性の割合は、全体の29パーセントとなっており、とりわけ、近年採用しております、20代、30代の若い世代の女性の人数が多いところであり、積極的に女性を採用してきた結果が現れているところであります。

また、女性管理職につきましては現在3名おり、課長補佐職についても4名の職員を配置しているところであります。今後においては、人材育成をしっかりと行い、積極的に女性管理職への登用を進めてまいります。

なお、数値目標については、現在の「八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画」の中で、管理職員の割合を病院職場も含めて25パーセントとしておりますので、その目標に向けて引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 答弁の割と早い段階にですね、平成26年度に作られたパワーハラスメント防止等に関する指針を使って、指針があるということで、それに沿って進めているし相談体制もできているということなんですけど、これは表題にもうたってますようにですね、パワーハラスメントの防止に対する指針なんです。

今回の法律は、広い意味でハラスメント全体に関わって作られているので、これは指針としてですね、準じて使っていくということであれば、なるほどなと思うんですが。その部分についてのハラスメント全体に関して、今回の町の進めている柱となっている平成26年4月1日から施行している「パワーハラスメントの防止に関する指針」というので十分だという認識を持っているのか。

僕の質問はハラスメント全体に関してですから、その点のところこれを持ってして全てのハラスメント、セクシャルハラスメント、注目されているのはマタハラ、マタニティハ

ラスメントだとか又はあげたらキリがないんですが、いろんな場面でハラスメントの、今、規定が作られている時代です。

それに対応でき得ると思っているのか、まずお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、大変難しい問題なんだろうなと思ってます。ただただパワーハラスメントと申し上げてもですね、いろんな場合があるということで、まあこれで全てを網羅しているということは考えておりません。

ところがこのハラスメントについてはですね、人間関係もあろうと思いますし、いろんな場面ですね、どこまでというのは大変、条例で決めるのも大変難しい問題があろうなと思ってますけれども。まだまだ町としても、これを全て網羅してるということではありませんので、これからもですね、国の動向や近隣町村の動向を見ながら町としてもですね、考えていく問題と思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） だからですね、僕はこの法律が国としてやっとう重い腰を上げたので、この法律にのっとってですね、条例整備までした方が良いんじゃないかというところも聞いているんですけども、そこまでは考えていないという明確な答弁をいただいておりますから、それであるならば頼りにしている指針、平成26年で作られた指針ですべてのハラスメントに対応できるのか、ということで再質問しました。

そしたら、まだまだ不備な点があるので、いろいろ考えながらまた国に準じてとおっしゃいました。であるからして一步踏み込んでですね、この段階でこの法律にのっとった部分で八雲町でどこまでできるのかと。ハラスメントが役場のみならずですね、八雲町内においても被害を訴えるような人たちが、用意した然るべきところに相談できるような体制も含めてですね、条例の整備をする方が僕は時代に合っているんじゃないかなと思って、この質問を組み立てました。

もう一度ですね、改めてちょっとお聞きしますけど、町長はこの平成26年度に作られたパワーハラスメントの防止等に関する指針というのは、どういう経過で作られたか町長の認識をお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、このパワーハラスメントの防止に関する指針というのはやはりですね、働く人に対しての威圧的、上からですね、その影響のある方がパワーだけではなくて、いろんな部分のハラスメントがあるものということの先進的に作られたという認識でありますのでよろしくお伺いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 何をもって先進的ととらまえてますか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 結局ですね、これは私個人的な意見もありますけれども、このパワーハラスメントにつきましてはですね、やはり人間と人間の、人と人の繋がりだろうと考えてますので。ただただ条例はですね、一つの目安という考え方でもって進めるべきだと。ただ、働きやすい環境というのを作る一つの方法だろうということで認識をしています。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君）

国がこの度、重い腰を上げてハラスメントに対して法律を作ったわけですから、私は今回パワーハラスメントについての指針しかないわけなので、ハラスメント広くに渡って八雲町が対応できるようなものを作る方が役場内での仕事を行う上での円滑化にも結び付きますし、

今回の条例整備に対する考え方を、もう一度ちょっと考えてもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君）

条例を設置する並びにですね、これからど

ういうふうに取り組んでいくかというのはですね、我々も産業医の先生もですね、4年ほど前から産業医の先生もいれながら職員との面談もしてますので、含めて働きやすい環境、ハラスメントのない環境にして行きたいと思っておりますのでお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 町長の方で憂慮しているのはですね、いわゆるパワハラとみなされるのか、若しくはこれは必要な指導なのかというところが管理職として難しいところなんだらうなというところを配慮して条例を作らないのではないのかなと思いますけども。

今回柱としている町で作った平成26年度の中にもですね、その部分の区別を、言葉として割と丁寧に説明しているんですね、この指針では。だからですね、これは本当に指針というよりも内部資料なんです。何代か前の総務課長。[REDACTED] 苦勞した総務課長が後のためにとして残していったものなんですけども、本当に申し訳ないんですけどね、こういうものがあるはずだと僕質問の前にですね、総務課に行って資料を請求するかたちをとったんですよ。そのときに現総務課長が「いやあ～、あったかなあ～」こういうふうにお答えしたので、僕は今回質問する値があるなと思ったわけです。

つまり、ここまで町長は、これを指針にしてやっていると答弁してましたけれども、実際現場ではあまり顧みられてなかったんですね。5月29日に参議院で法律ができたんだけど、そういったタイムリー性も含めて町の中では必要がない幸運な時代が続いたのか、指針にのっとって全て整備されているので、問題が起きていなかったからなのか、僕は埃がかぶってたのかなと思うんですよ。この指針が。

だから今回、国で法律を作った段階において、もう一度八雲町の中でこれを整備し直して、広く役場内だけの議論だけではなく町民にもですね、ハラスメントに対しての備えが八雲町にできているということを周知していただく部分もあるので、条例整備が必要な時期ではないのかなと思うんですよ。

難しいとは思いますが。僕は自営業者なので管理職という経験はないですけども、人を雇う部分では、自分が喋っていることが指導なのかハラスメントなのかという部分で、だから改めて指針を活かしてですね、条例を整備するという段階で広く一般町民にもですね、相手を見下す、排除する、自分の思いとおりにするための言動ではないのかなというふうに、自分自身の発言していることを顧みたりして、例え厳しさを持っていても相手の成長や発展を促す部分から、自分の言葉はずれでいないんだといえれば指導にあたるわけですから、そういったことをもう一度しっかりと見つめ直す意味でも、僕は条例整備という動きが必要だと思うんですよ。今はそれが町内の中では曖昧だと思います。役場の中では指針を活かして整備されていると思うんですが、ただ検証のしようがないですからね。じゃあちょっと視点を変えて、もう一度その条例整備についてはお伺いしますが。一つ根拠になる数字をお話しますとですね、じゃあちょっとお聞きします。精神的な病気を理由に休んだ職員の数というものが近年どういう推移をしているのか、分かる範囲でちょっとお伺いいたします。どのようなカウントをされてますか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 精神的に病気を理由に休んだ職員というのはですね、まずは令和元年度においては3人の職員が休んでおります。昨年度の平成30年度については8人。平成29年度につきましては11人、平成28年度については9人。平成27年度は8人ということで、時折、29年度は数が多いですけども、その後は減ってきているというような状況でございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の数字を受けて町長にもう一度お伺いしたいんですけど、若干数字を補足します。

町は記録保存の関係もありまして、こういった書類は5年を目途に保存なんだそうです。だから5年以上になると担当の者の判断で書類は破棄してしまうんですけども、たまたま残っていた資料等から掘り起こした数字でいきますと、平成23年度は精神的な病気を理由に休んだ職員は5人とカウントされてました。翌年度の24年度は11人、その次の25年度が10人、26年が11人、27年が8人、28年が9人、11人、8人、3人、これ令和元年度はまだ年度途中ですからね。

つまりですね、町が指針を作ったのが平成26年なんですよ。作った前と作った後でそんなに変わってないんですよ。精神的な病気を理由に休んだ職員は。全てにおいてそれがハラスメントに関係するとは言いません。言いませんけども、一つの検証するうえでの数字としては、指針を作る前と作った後で変わっていないときは指針が生きてないのかもしれない。もしくは効果を発するのにはもう少し工夫が必要なのではないか、というのが僕は導き出される答えだと思うんですよ。

で、改めて町長にお伺いいたします。

指針にもう一度光を当てる意味でも、条例整備の方向で役場内だけではなくて、場合によっては必要な学識経験者だとか町民有志なんかを募ってですね、条例整備をするべきだと。それによっていわゆる時代が求めているハラスメントなのか、それとも必要な指導なのかという部分のちゃんと線引きをして、管理職にとっても働きやすい環境、そして使われる身にとっても働きやすい環境。これ逆のパターンのハラスメントもありますからね。下から上に対してのハラスメントもありますから。そういった部分でこれを機に一つ一つ丁寧に作るということが必要なんじゃないかと僕は思いますが、改めて町長の考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、確かに条例を作るというのはですね、三澤議員おっしゃるとおり大切なんだろうという気はしますけども、ただ休まれてる方、精神的に休まれている方がパワーハラスメントだけではないと三澤議員思っていますので、私はそ

ういう職員については適材適所でそういう場所を、やはりその人に合った働きやすい場所を進めていくということで、今どちらかと言うとその場所でとかそういうこともきちっと行政マンでできないのかなと。そんなことも考えましたけども、そういうことじゃなくて、長くその場所にもいいと考えてますので、そういうふうには方向を変えながらですね、休む人が少ないように考えているところでもあります。試行錯誤しながらですね、今やっている状況でありますので、条例を作るということも、これからはですね、考えていかなければならないということもですね、認識をいたしますけども、やはり働きやすい職場または働きやすい部署等もありますので、その辺も十分に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） どこも今、人材難、雇用する上で非常に応募してくる人も少ないという背景があるのは八雲町においても同じだと思いますが、違いますか町長。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 確かに役場としても職員の人材は大変苦慮していますけど、ただ、今のところですね、社会人枠というのが募集したところ、社会人枠で入社した方が多数います。そういう方はやはりこの社会で同じ職場で5年10年働いた方は、役場に入っても1、2カ月ですぐ戦力になると、そんな思いでありますので、その辺は順次ですね、働く人は今のところ足りてると思っていますので、ご理解をお願いいたします

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 新卒採用が逆に公務員離れ、忙しい職場を離れていくという部分があって、それを補うかたちで社会人採用が進んでいく。八雲町は結果的にそれが功を奏して順調に社会人で埋まっていくというのは僕たちも見えていますし、本当に面白い人材が集まってきているなという意味でとても励みには思ってますけども。さらにやはり今の雇用環境を考えたらきに、ハラスメントに対してしっかりと対応していくということが今の順調な八雲町に対する募集に対するカウンターが引き続き起こっていくようにするためにはですね、私はこのハラスメントに対する先進性、町長が初めの方の答弁でおっしゃいました。それをしっかりと訴えていくことが必要ではないかと思えます。改めて僕は条例整備ということは、今回押し問答でもう3回くらいノーの答えをいただいていますけども、もう少し認識を新たにしたいなと思います。

では、条例整備以外に方法はないのかなとかたちで町長にお伺いいたしますけども、今回の質問の私の動機付けは、平成26年4月1日から施行となっているパワーハラスメントの防止等に関する指針というのが、まだまだパワーハラスメントに限定している部分があるんで弱いんじゃないかなということ、作ってはいたけれども、担当課長もあまり認識がなかったように、あまり活かされてなかったんじゃないのかなという思いがありますの

で、いきなり条例整備まで結びつかなくてもですね、もう一度パワーハラスメントの防止に関する指針というA4で裏表で条例整備だけで3枚、そしてハラスメントに関わる苦情相談票というのも作ってあるんですよ。どういったものの質問に答えてこれを然るべき担当者に渡すといいよと。ここまで作っているということが、僕は町民はほとんど知らないと思います。議会議員の中でも僕はあるはずだなど、ぼんやり思ったくらいで、ここまでものがあるというのは今回初めて知りました。せっかく作ったものにもう一度光を当てるといことは僕は必要だと思います。そして時代が求めていることなので、条例整備とまでは数歩譲ってですね、そこまでは求めないにしても、もう一度これに光を当てて広く町民も含めてですね、八雲町の先進性をアピールする上でもですね、周知するような活動はいかななものでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、本当にこの条例等は今のところ考えてませんが、この役場庁舎内ですね、研究だとかこの物を利用していくというのはちょっと足りなかったのかなと反省もありますので、職員並びに管理職等ともこれを踏まえて勉強をしながら働きやすい環境に進めたいと。さらにそれがですね、進むうちで条例まで行けるかどうかはまだ分かりませんが、取り敢えずこの指針をしっかりと勉強を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 答弁聞いたら引っ込みつかなくなっちゃったもんね。

もう既にですね、この指針を活かしていたと思いたいんですけども、復帰支援以外の職員支援としてですね、ストレスチェックが平成29年度より行われてます。産業医との面談が平成28年度より年2回実施してます。で、総務課職員との面談、そしてコンプライアンス研修、ハラスメント研修は平成27年度から実施。そして管理者研修としては28年、29年、31年度と実施しているというのが実態なんですよ。だから先ほど町長からもらった答弁は既にやっていることをもう一回やるって言っただけなので、それでは僕が質問した値がないのですよね、これ管理者だけではなくて全職員が共有する必要があると思うんですよ。いわゆる下からの圧力というものもありますから。例えば、あり得ないかもしれませんが、集団で管理職に対して無視するだとか、これは極端な例ですけども、パワーハラスメントというのは地位的にどちらが上かというのは職責の上だけではなくて、下からもあるんです。また広くいえば、役場の窓口においてですね、お客様とお店側という感じになれば、町民がお客様の立場で、そしてそれに対応するのが職員がお店側の立場になるんですけども、利用者側からのハラスメントというのも、これも言葉はちょっと失念しましたけれども、例えばサービスを受ける側の権利を声高に主張して、それが相手側の働く側にプレッシャーを与えるというハラスメントもございますし、今の時代にあつたかたちですね、今回の平成26年から作られているという指針を活かして、広く今まで

以上に、要するに管理職だけではなくて管理職と一般職員、そしてできれば町民も交えてハラスメントの認識というものを新たにして町内の経済活動においてもですね、ある程度の目途となるハラスメントに対する規制が行われている町だということまでいくのは、条例を作らなくても目指せるところだと思うので、そういった活動に結びつけるというのはどうでしょう町長。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このハラスメントの問題は深いし広いという感じはいたしますけれども、三澤議員おっしゃってるとおり、これからその辺も踏まえてですね考えてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） さらに1点。

今回の後半の答弁では、国に準じてだとか国に従ってというのがなくなってきたので良いかなど思ったんですけども、実は国の方も足下がふらついてるんですね。わざわざ令和元年5月29日の参議院本会議において、今回法案が可決しましたよって書いてるんですけど、これには意味がありまして、5月29日の夜にですね、いわゆる問題発言が多かった桜田元大臣が、法案が可決したその晩にですよ。何の会合だったかはちょっと忘れましたが支持者がいっぱいいる中で、是非皆様の周りにはいる若い娘さんたちには、子ども3人是非産んでもらいたい。そういうことを是非皆さん言ってください。というマタニティハラスメントの推奨をされたんです。法案ができたときにですよ。つまり法案を作るメインの与党の中でもこういった認識でいますから、国に準じてだとか国の指針に従って、このハラスメントについて考えるというのは実は不安なんです。 [REDACTED]

[REDACTED] ハラスメントに対して条例整備は無理でも、しっかりした認識を八雲町役場から発信することは必要だと思うので、改めて町長の認識を高めてもらいたいと思いますので、それに見合った答弁をいただきたい。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、本当に職員並びにですね、我々もそうでありませけれども、このパワーハラスメント、まあ多種のハラスメントについては認識をしっかりと持って進めなければならないという思いはあります。しかしながらやはりこの働く人と上司、同僚、町民と職員といういろんな関係がありますので、その辺やはりいろいろと変化してきますので、注意深く見ながらハラスメントに対しても対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 大体いい言葉をもたらしたと思うんですけども、文章を起こしたときにしかしながらで結びつくと、非常に弱くなるので、そここのところの認識は、しかしながらではなくて最初に言った、町長、ハラスメントにしっかり向き合っていくよということを、しかしながらで結び付けるんじゃないかと、それ故にというかたちでハラスメントの難しさを、町民にもそして現場の職員や管理職にも分かってもらうという軸足でしっかりと整備してもらいたいと。分かってもらえたのかなと思うんで、この部分についてはこの辺で答弁をいただけたと認識しました。

それで、女性登用の部分に移りますけども、もう議場の中では答弁は大分前に貰っているので忘れちゃってるかもしれませんが、管理職で既に3名、さらにそれに続く職員の積極的な採用もやっていたので、ある程度、そして計画も既に町内にありますよね。計画に沿って進んでいるというので、私の問題提起としては、全く進んでないならばさらに深追いできるような資料なんですけど、実際はですね、大体採用割合というか男女比で行きますと女子で40パーセントは切りますけども、全体数でいきましたもここ過去5年間で39パーセントという数字が出てますので、男女比の合格率の差ですね。合格数の差。だからこれもですね、それほど僕も目くじら立てなくても良いのかなと思いますけど、引き続きですね、例えば医学部で意識的に女性の合格者が少ないようなことをされていたとか、近年そこにクローズアップされていますんで、八雲町では決してそのようなことがないようですね、しっかり必要な能力検定や面接ラインに届くのであれば男女問わず採用されている数字に、この39というのは近いのかなと。でも、人口比でいきますと女性の方が多いわけですから、できれば応募者の比率に準じたかたちでさらに合格数が見合っただけがいいなと思いますが、答弁の中で町長は計画もあるし、引き続きそれに従ってやっていくという答弁だったので、私の今回の質問は深追いはしませんが、しっかりと注目して見ていきます。今後も女性にとっても八雲は活躍の場であるという位置づけがされるように努めていただきたいと。女性登用に関して改めてこの後段でも町長からもう一度お言葉をいただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員おっしゃっているとおりですね、女性の登用。これは女性男性別にですね、やはり優秀な人材は登用すると基本的な考え方になっております。ただ受験をする方が女性の方がまだ少ないということでもありますので、来年度も女性枠は作りませんが、やはり優秀な方は採用すると基本的な考え方は変わりませんので、私もですね、議員の人数もそうです、女性が少ない。やはり女性が活躍する場所が必要だと認識はございますので、これからも進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 我々議会の中でもまだ女性議員が2名しか占めておりませんから、投げたボールは僕たちの方にも返ってくるんですけれども。僕はやっぱり時代に合ったものを求めていくなにか男社会である制度をいろいろ変えていくというためには、女性が目線での切り口というのがやはり必要だと思います。自分も革新的な位置にいてそういうことは気を付けているつもりですけども、やはり多くのことが気付かないことが多いので、我が八雲町議会もこの場を借りまして、女性に対して門戸を狭めていることも一切ありませんし、逆にたくさんたくさん来てほしいと。だから町長と同じ位置だなと思うんで、町長に対して厳しく求めると同時に私自身も議員活動の中で一人でも多くの女性が参加できるような環境を整えていきたいと思います。今日はありがとうございました。

○議長（能登谷正人君） 以上で、三澤公雄君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、赤井睦美さんの質問を許します。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 2点質問させていただきます。

町民誰もが安心して過ごせる八雲町に！ということで。

全国的に少子高齢化による人口減少が進み、八雲町も今では16,000人台になっています。2015年には予想を474人下回り、減少速度が少し速まっていると総務省のデータに書かれていましたが、2020年予想は将来推計人口15,600人。

現状を見ると、八雲町に移住してくれたり、Uターンで戻って来る若者がいたり、外国人観光客が少し増えてくるなど、明るい兆しも見えてきています。

そこで、もっともっと八雲町が魅力的になり、人口を現状維持するには、様々な形で八雲町に関わっている人たちが、安心して過ごせる八雲町であるべきだと思います。

①八雲町として交流人口を増やすという言葉は、ずっと以前から耳にしていますが、外国人観光客への各種案内の外国語表記はどのようなかたちで行われているのでしょうか？

②観光客だけではなく、町内に在住する外国人もいます。以前、斎藤議員も質問されていましたが、例えば事業主とのトラブルが発生した場合、相談窓口がはっきりしていると助かる人たちがたくさん出てきます。日本人であればいろいろな情報を手に入れやすいと思いますが、外国人の方には明確な窓口があり、相談方法がわかりやすいと大変助かると思いますが、そこは今後も事業主に任せっぱなしとかたちしかないのでしょうか？

③自治基本条例には、町民：町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。と書いてます。

更に、『町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。(町民の役割)』『町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。』と書かれていますが、このことが各課に浸透されているのでしょうか？町民に対して正しい周知が出来ているのでしょうか？

これらを含めて、町民が最も必要としている支援を考え、わかりやすく丁寧に伝えることで八雲町はもっと住みやすくなると思います、いかがでしょうか？

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の一つ目のご質問の、まず一点目についてお答えいたします。

町として、日帰り客を含む外国人観光客数の総数は把握できませんが、一つの指標として、平成 30 年度の八雲町における外国人宿泊客 延数は 287 人であり、多少の増減はあるものの、近年増加傾向にあります。

しかし、日本人宿泊客数は約 21,600 人と比較いたしますと、1%程度であり、規模としては相当小さいものと認識しているところです。

なお、ご質問の観光客向けの外国語による各種案内については、案内板等を設置した実績はございませんが、外国人観光客向けのパンフレットなどについて多言語化、外国人観光客の多くが立ち寄ると想定される、パノラマパーク内の施設等に配置しております。

また、八雲観光物産協会のホームページにおいては、若干ではありますが、町の概要や自然等の紹介を多言語化して発信しているところであります。

次に、二点目のご質問にお答えいたします。

八雲町における在留外国人は、令和元年 8 月 7 日現在 248 名であり、うち技能実習生が 214 名で 86%と、その大部分を占めております。

ご存知のとおり、平成 31 年 4 月に入管難民法が改正され、新たな在留資格「特定技能」14 分野が新設され、国では、初年度となる 2019 年度は最大で 4 万 7,550 人、今後 5 年間では約 34 万 5 千人の外国人労働者の受入れを見込んでいるところであり、八雲町においても、今後、在留外国人は増加していくものと想定しているところであります。

こうしたことから、在留外国人の増加に対し、雇用のみならず生活全般にわたる相談の窓口として、「外国人相談センター」が、去る 8 月 29 日に北海道によって開設されたところであります。

八雲町におきましても、増加するであろう在留外国人への対応は必要との認識を持ち、先ごろから、道をはじめ、先進的な地域の取組み事例を収集するなどして、今後の町としての対応策の検討を始めているところであります。

次に、三点目のご質問にお答えいたします。

八雲町自治基本条例は、町民主体の自治の実現に向け、町民・議会・行政の役割を明確

にして、まちづくりに関する基本理念及び基本原則を推進するためのルールを定め、平成22年4月から施行したところであります。

自治基本条例の運用にあたって、職員には条例の理念や制度を常に心がけた行財政運営が必要であることから、これまで職員オリエンテーションを開催して理解を深める機会を設けてまいりました。職員に対しては引き続き、研修等を通じて自治基本条例の浸透を図ってまいります。

また、町民の皆様への周知については、町広報において条例の考え方や解説に関する特集記事や、ホームページで情報提供をさせていただいておりますが、自治基本条例についてわかりやすく、丁寧に伝えていくことは、大切なことと考えておりますので、今後においても、工夫しながら情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 観光客の外国人は1%で少ないからという意見でしたけども、やっぱり多く来ている自治体というのは、元々来やすいように多言語の案内とかきちんとそういうのがすごく十分しているということが発表されてます。

あと心配なのは、熊本地震の時にはその熊本地震の場所で日本語でしか避難を言わなかったんですけども、それで外国人の方がすごく困っていたと。それを教訓に、静岡県では英語と、静岡の方はブラジルの方が多いのかな。英語とポルトガル語で避難方法を伝えたそうです。必ずしも働いてるときに何かが起これば、その事業主の方が責任を持って行くんだけど、夜中とかそういうときに起きたときに、やっぱりそういうことも今後考えていかなければならないと思うんですけども、そういうところは町としてどのように考えているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この赤井議員ですね、この必要性というのは私も認識しております。

今外国人の観光客は特にですね、スマートフォンであちこち観光して歩くだとか、そういうことが主流だと聞いております。

さらに、外国の実習生についてもですね、スマートフォンをよく使いながら町の中を歩いていますので、例えばQRコードなんかをある箇所に貼りながら、それで多言語化をしていったらどうかと考えておりますけども。まだまだ実現は至っておりませんが、私も若いころ海外に行きましたけれども、初めのうちは日本語がたくさんあるとあってよかったなと思いますけども、だんだん慣れてくると日本にいるのか海外にいるのか分からないというような、やはり日本語の案内も良いですけども、やっぱりそういうQRコードを使った案内等々も良いのかなと。地震についてもそういうことも考えられるのかなということもですね、考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 日本全体で見るとベトナム人の失踪者というのは、2017年3,751人だったそうです。他の国も含めると7,089人。それでそのことは、八雲町でも決して例外ではないと思います。そして、相談窓口を検討しているとおっしゃっていましたが、よくDVのためのこういう相談はどうですかとトイレとかにこういうカードとかで置いているんですけども、道でも開設しましたけども、国でも実習生のための外国語の相談ってちゃんとあるんですね。そのことをきちっとこういうカードでやって、八雲町のその方たちが行きそうなお店や事業所に配布することで、八雲町の役場にあるとそれはもちろんいいんですけども、なくてもここに相談すれば大丈夫だよということが分かれば、それはすごく楽だと思うんですよ。

だから、まずは八雲町に設置しようとしながらも、今すぐできることというのは、国が奨励している相談窓口をフリーダイヤルがありますから、そういうのをカードに書くだとか文章にするだとかして、働いている職場に事業主だけではなく、そこで本当に働いている人の手に届くように渡す方法を考えるというのも、まずそこからはすぐそんなにお金がそんなにかからずできると思いますけども、その辺いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員おっしゃっているとおりですね、そういうことも考えられるだろうというのは理解いたします、町としても今、商工観光労政課を中心にですね、来年度から窓口を設置しながら相談を受け付けていくということで考えております。

ただ、お金がかからないといっても、お金はかかりますので、これも予算にも絡んできますので、町というのはやっぱりどちらかというところとすぐというのとはなかなか難しいんですけども、お金のかからない部分で進められれば今年から進めていきますけれども、来年度からは窓口等々も考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） せっかくベトナムから来て、辛い思いをしていなくなってしまうのはすごく可哀想なことだと思うんですよ。それは事業主の問題なんだけども、やっぱり八雲町に来たというイメージがあると思うので、八雲町としてできる限りの窓口紹介だとか何かあったときの相談方法を教えるだとか、そういう本当に優しい対応、こういうことを用意してますよというのが、はっきり分かるように示してほしいなと思います。

それから先月、タイの大学生が十何人か来て、渡島半島、奥尻も全部含めて観光周って、多分町長にも挨拶していただいたと思うんですけども。その報告会が函館市役所で、JTBの農泊コンサルティングが主催かな、それで報告会があったんですけども。その中でも八雲町は、体験のメニューだとか安全性ではすごい評価が高かったんですね。農業もあり漁業もあり、自然も豊かで景観も良いという、そういうことでいろんな体験が出来て八雲町

はずごい良い印象だったということが報告されていたんですけれども。

その逆に、タイの方々が八雲良いですよって SNS で発信してくれていて、それを受けた違う方がホームページを開くと全部日本語で全然分からないと。奥尻を開くと、ちゃんとイングリッシュって書いていて、奥尻も英語で全部出ているんですね。さっき、物産協会は多言語化しているとおっしゃってましたけれども、私は八雲町のホームページを開いた限りにおいてはあまりそれが発見できず、その点でタイの学生たちはせっかくこんないい宝物があるんだから、やっぱり自分たちがいいよと発信したときに、どれどれと探したら英語で八雲町のことがちゃんと分かるという、そういうことは是非作って欲しいというのが反省会で出ていたそうです。ですから、それもお金がかかるのかもしれないけれども、でも町長は八雲そのものをブランド化して売っていくんだとおっしゃってりましたから、そこは是非町内にも英語の先生が新しく来たりいろんな方がいらっしゃいますから、そういう方たちの協力を得ながら、できることからやっていって欲しいなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に赤井議員さんおっしゃってるんですね、やっぱり八雲町はその辺足りないだろうなというのはですね、私もタイの学生といろんな話し合いをいたしました。大変優秀な方が今回来たのかなという思いで、いろんなアドバイスを私もお聞きしました。タイ、東南アジアはやはり八雲にも来れるもんだなというのがですね、痛感しましたので、赤井議員おっしゃってるとおりですね、お金のかからない方からですね、検討して進めると。さらにですね、来年からは少しその辺にも目を配りながらですね、やってみたいと思っています。

全く余談ですけども、これタイの学生からもらったものでして、使わせてもらってますので、よろしく願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） ③のところなんですけれども、自治基本条例のことで町広報とか町広報に挟まっている PR のご案内のチラシを開くと、対象者のところに八雲町に在住している方と書かれているものもあるし、住所を有していなくても町内の事業所で働いている方というかたちもあります。町内に住所を有する何歳以下の方とか何歳以上の方という表記の仕方もあります。中には、何歳以上の八雲町民とか何歳以下の八雲町民と書かれているものもあります。

この場合、こういうふうに住所を有していなくても事業所で働いている方という表記もあれば、何歳以上の八雲町民って書かれた場合にそのように書かれたら町長はどのように理解されますか。対象で何歳以下何歳以上の八雲町民って書かれたら、それを見た人は住所がなくても働いてるからいいのかと思うのか、住所がないから駄目だと思うのか、そのはっきりとは書いてるんですよ。住所を有する何歳以上の方って、書いているには書いて

るんですよ。あるチラシには何歳以上の八雲町民としか書いていなかったんですよ。それでその場合町長は、自治基本条例を考えたときにどのように判断されますか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私の個人的な意見でありますけれども、八雲町民というのはやはり住所を有する人というのは認識があります。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） でも自治基本条例には町内に住所を有する人、町内で働く人学ぶ人及び事業活動でその他の活動を営む人並びに団体をいいますということは、町内で住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人ですから、働いてたり学んでいたらいんじゃないのかなと思うんですけども、駄目ですかね。であれば、私たちは自治基本条例を作った時に、町民というのに、議会の中で町民といえば住所がなかったら駄目だと、議会の中から意見が出た時があったんですよ。そうすると、ここで働いていたら、住所がなくてもここで働いていたらいいんだというやり取りがあって、その時に町内で働く人それから学生、そういうのは OK とします。もし、よその隣町から八雲高校に来ていただとか、そういう人も OK とするから、例えば八雲のイベントとかそういうものには参加できますよという説明があったんですよ。それで私は、住所がなくてもそうやって通ってきている人とか、働いている人はいいんだなと思って申し込んだんですけども、そこには八雲町民であっても住所がなければだめだって断られたんですよ。まあそれは仕方ないです。であれば、表記を統一しなければ町民は本当に迷う。そしてそのときに、自治基本条例にはこういうふうに書いているんですけども、どうして駄目なんですかと聞いたら、自治基本条例は読んでませんと言われました。だから、先ほどオリエンテーションでちゃんと伝えてるといいましたけれども、やっぱりそこは本当に町民が一生懸命勉強して何とかこう、悪いことをするために言ってるんじゃないくて、良いことをするために参加したいということだったんですけども、その説明があまりにも不足だと思うんですよ。

だから、その住所がなければだめなんですよということをきちっと伝えるとともに、それから明記しなければいけませんし、こうやって書いていたら自治基本条例で良いんじゃないですかといったら、読んでませんって、その対応はあまりに冷たい。町民に対して。

だから、そのなんでもペコペコしろとかそういうことじゃなくて、正しい情報を的確に伝えるということをしっかりしてほしいなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員おっしゃってるとおりですね、表記の仕方、住所を有する者とかね、その辺はつきりしなければいけないというのは私も認識します。その辺職員に対してもきちっと把握しながら募集するなり、いろんなサービスはそういうことなんだ

ろうなと思いますので、その辺はきちっとオリエンテーションもですね、やっていますけれども、その辺も新たに伝えながら基本条例をですね、守っていくように指導してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） やっぱり八雲町はもっともっと有名になって欲しいというか、みんなが来たいと思う町になって欲しいなというのはすごく思っています。先ほどパンフレットとかは、パノラマパークに、英語、多言語で置いてますっておっしゃってましたけども。

私、ちょっと行って見たんですけども、この質問をするために。パンフレットはあっという間になくなって何もありませんと言われて、八雲町のパンフレットがないんですね。そのパノラマだとか木彫りだとか部分のはあるんだけど、八雲町の観光パンフレットというのは置いてなくて、それであそこ何十万人も来てますって言われているんですから、せっかくであればきちっと置いといてもらいたいですし、それから日本語は勿論ですけども、せめて英語のものは置いといてもらいたいなと思うんですけども、ちらっと聞いたところによると、増刷しても全然間に合わないからもう増刷しないことにしたんだという。それは個人的な意見かもしれませんが、今後の点としてはそういう点ではいかがでしょうか。お金のかかる問題ですけども。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） その辺については、観光物産協会並びに丘の駅の運営とですね、十分協議しながら、やはりパンフレットは置いたほうがいいだろうと。ただ、何十万人も来るところにですね、どのくらいの費用もって考えなければならぬと思いますけれども、十分配慮していくべきものと考えますので、よろしくをお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 丘の駅だけではなくて、八雲町の梅村庭園も結構人来ますよね。そういうところにも、あと、はびあやお店やそういうところにも置いてほしいなと思います。本当に八雲町のパンフレットがなくて今回探したんですけども、やっぱりきちっと丘の駅がそんなにすぐになくなってしまふのであれば、せめて町内のいろんな機関にはおいてほしいなと思います。

是非八雲町を多く多く PR して、タイの人たちも本当に気に入ってくれて、3回も遊びに来てくれている人もいます、八雲気に入って。でもなかなか自分の力では PR しきれない。だから八雲町も自ら言語をいろいろ工夫して、PR してほしいということも言われておりますので、是非。

総務省では、無料アプリのボイストラとかというのがあるそうです。それを利用している袋井市という町がそれを利用してやっているようですから、私は見たことないんですけ

れども、そんななるべくお金のかからないものをいろいろ利用しながら、どこの国の人も八雲の魅力がわかるように、是非努力していただきたいと思います。

それでは、二点目にいきます。

エネルギーの地産地消の実現を！

固定価格買取が終了した家庭の太陽光発電は、国の制度による買い取りは終了します。しかし専門の業者と契約することで、引き続き売電収入を得ることは可能ということで、民間の企業等が買い取りを始めています。中には市が中心になって設立した新電力が、庁舎の電力供給を始めた自治体もあります。

八雲町でも、エネルギーの地産地消は十分可能だと思います。エネルギーの地産地消は、お金が外へ出ていかず、地域を循環するという理想的な仕組みが出来ます。町長の公約にもありますので、是非実現してほしいと思っていますが、実現に向けてどのような課題と可能性があるのかお教えてください。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

2017年に民間専門会社により実施された自治体における地域エネルギー事業に関する調査によると、約1,000件のサンプルにおいて、「具体的に事業を検討または実施している」ものが14.7%という結果が示されているほか、「自治体に関わるエネルギー供給サービスの事例」は25件把握されているところであります。

また、この調査によると、自治体として想定するエネルギー事業への関与のあり方としては「民間事業への側面支援」「自治体事業とし民間へ委託」「民間事業への出資」という順になっており、主な課題としては「財政負担」「事業性の見極め」「専門人材の不足」などとなっております。

一方、八雲町における再生可能エネルギーへの取り組みに関する町民の意識といたしましては、「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」策定時に実施した町民アンケートにおいて、導入に関する関心はおおむね高く、自治体新電力についても「安価で安定した供給が可能であれば利用したい」という意見も多いと承知しております。

町といたしましては、再生可能エネルギーの地産地消は目標の一つとしてしているところでありますとともに、エネルギー政策全般に関しての課題としては先ほど紹介いたしました他の自治体と同様と考えているところであります。

ご質問の自治体新電力については営利事業となりますことから、「発電コストの低い独自電源又は電力の確保」と「町内企業や住民といった需要家の確保」、さらには「それらをビジネスとしてマネジメントする能力や態勢」といった一段高い課題があると考えております。

なお、再生可能エネルギーの地産地消については、自治体新電力による電力供給のみならずほかの手法もありますことから、様々な可能性も含め幅広く研究を進めていくことが必要と認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 町長が2期目のときに、重点政策はと斎藤さんが質問したんですけども、そのときは様々な地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及を推進し、一次産業の活性化を図りながら安定した、定住しやすい八雲町へと導いていきますということを力強くおっしゃってありました。そして、横田議員もエネルギー導入拡大に道がいろいろやっているけれども、それにも手を上げた方が良いんじゃないかと言ったときには、八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョンに基づいてやっていくという答弁もありました。

それでその促進ビジョンができて、見たんですけれども、取り組みスケジュールというものが書かれていて、短期で3年、中期5年、長期10年という、そういうので書かれているんですけれども、これを読んでいくとやるのかやらないのかよく分からないんですね。それで、町長としては今まで結構執行方針の中でもやっていきたいとおっしゃっていたし、それから今までのことは佐藤議員も斎藤議員もいろいろ質問していた中でも、研究していく、検討していくって必ず答えているんですけれども。実際、このビジョンで私が読み取れないんですけれども、大変だ大変だとはおっしゃってましたけれども、実際可能性はゼロなんですか。それともありなんですか。そこがなんとなく、ほわほわほわと言われていつも私終わってしまうんですね。ですからそこをしっかりと答えただければと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ありかなしかと言われれば、あります。もちろん。

ただ、上限的にですね、やはりその安い電力の発電をやっぱり自分のところで持つというのは課題だろうなと思っております。また、今月議会が終了した後にですね、また国のほうで最終ビジョンの諮問がありますので、それが通ればまたいろんな国の支援が受けられるということを見据えながらですね、まだまだ話しはできませんけれどもそういう方向では考えていますし、そのほかにもやっぱり町として発電をする機関、方法を模索しなければならない。ただし、これにはリスクを伴いますので、町財政を見ながらですね、また別なかたちで資金を集めながら町民に対しての、できることであれば、全体はやりたいんですけれども、初めはある一部の地域を想定しながら送電網も含めて考えているところでもあり、あまり大きな声では言えませんが、電力会社より安い電力でブラックアウトにならないようなそんなことも考えております。

さらに、これから新庁舎等々も考えるときには、十分その辺も考慮しながらいろんな施設を整備したいと思ってますので、やるということをお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） よかったです。是非進めてください。

それで前にも結構私の質問した答弁で、今は言えないんですけどもという答弁がすごく多いんですね。だから今すぐに言えとは言いませんけれども、割と前々から道も国もいろんな方策を作っていて、個別に八雲町にはちゃんと声がかかっているんだというのを、ずっと前から、これは 2016 年の中での答弁にも出てました。ですから、それが本当に事実、嘘だとは言いませんけれども、そうであれば真剣に手を取り合って、できるところから進めていきたいと思えますし、今ここで言えないのは無理して聞きませんが、分かったときにはそういうことをどんどん発信して、町民も安いものを手に入れるというのはもちろん助かるんだけど、安全な町であってほしいというところも大事だと思うので。それとともに無駄なエネルギーは使わないというのも、そこも町民の責任として無駄なエネルギーは使わないって節約しながら皆で大事な電気を使っていこうという、私たち自身の心も育てていかなければいけないという両方ありますので。決まったらどんどん出して子供たちから高齢者まで皆で協力して、いい町にしていきたいと思えますので、今は言えなくても決まったら即教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（能登谷正人君） 以上で、赤井睦美さんの質問が終わりました。

次に横田喜世志君の質問を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） では早速質問に入らせていただきます。

スマホの充電器も備えてと。

八雲町に被害を及ぼした災害は地震で南西沖、ちょっと古いですけども6年前ですかね東日本と、去年の胆振東部であります。

全国的には毎年甚大被害を出している、今回もそうですけれども台風や水害など近年多発している状況であります。

それらの災害に備えて必要な物品を備蓄しているところですが、生活様式の変遷によりスマホの充電が必須となってきているのではないのでしょうか。各避難所に配置する発電機と一緒にスマホの充電器を配備することが必要ではないかと思ひ伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員のご質問に、お答えいたします。

総務省の情報通信白書の平成30年版において、スマートフォンの個人の保有率は60.9%となっており、10人中6人がスマートフォンを持っていることになりましたが、電話機能とインターネット接続機能を備えているスマートフォンは、電池の消費が早くなる傾向があるため、災害時に充電の需要が高まることは去年の胆振東部地震の際に官民双方で充電場所が設置されたことから、明らかであります。

当町としましても、その必要性は十分認識しており、災害時備蓄品の一つとして今年度、一度に複数の充電ケーブルをつなぐことができる電源タップを予算の範囲内で購入することを検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） この質問を作ってから、北海道新聞に4日付と6日付で胆振東部地震1年ということで特集の中でいろいろ書かれています。それでその中では、電源完備5町村のみだとか、遅れる72時間分燃料備蓄がされていないだとかいう部分で、これだけを見ると最初6日の新聞に目が行ってこれを見て、あれって。自家発電という部分でいけばこのパーセンテージなんでしょうけども、避難場所に可搬式の発電機を持って行くっていう手段は用意できるという数が八雲町は備蓄していると認識していたんです。そこら辺がここの、まあ新聞記事にみんなみんな書けというのも酷かもしれませんが、そこら辺をちょっとご説明いただいて、八雲町は万全なんだというところをちょっと表明していただくのと。今、スマホの充電器について予算の範囲内と言われて、これは実際数として何台になるのか、来年それについての予算付けをしてくるのか伺いたいと思います。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 最初の今回の新聞報道の件でございますけども。取材といたしましては、まずは庁舎の自家発電の状況はどうかというところが一点目と、もう一つが避難所において非常用電源、いわゆる自家発電を備えているところは何か所ですかという取材がございまして、当町におきましては、庁舎内、八雲消防署、本庁舎に発電機、自家発電を備えておりますので、それについては、国は3日間72時間ということ、国としては要請されておりますけども。現状、今うちの自家発電機は稼働時間が33時間と、タンクが190リットルで33時間というふうになってございますので、そのようにお伝えしております。

ただし、タンク容量が限られておりますので、それを補うために町内のガソリンスタンドと協定を結んで、災害時のガソリンの補充といいますか、調達するということが協定で結んでおりますので、そのような協定をしているというところでは、報告しているところでございます。また、避難所の自家発電については、現在八雲小学校と八雲中学校の体育館において自家発電が備えられておりますので、そのように回答しているところでございます。

それで電源タップの件ですけども、今年度の予算の中でですね、まず当初予算で予定している備品等を買った中でですね、執行残が既に出てきておりますので、その予算の残の範囲内で電源タップを調達したいというふうに考えてございます。数によっては来年度予算上、不足といたしますか、どれだけ備品として備えるんだというものもあると思います。その辺まだ検討しておりませんが、その辺を来年度予算に向けて、今年度ある程度の数を調達できればいいんですけども、不足がある場合は来年度予算の方に考えてございます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 新聞で聞かれた部分は、そういうふうに自家発電装置がある部

分で聞かれたというのは分かりますって最初に申し上げたと思います。それで、ほかのところあるわけでしょ。普通に避難場所って自分らが、私も含めて避難場所って言われているところに、そこに要は発電機を持って行くというのがあったと思うんですけど、だから先ほど可搬式って言ったと思うんですけど、それに対して何の答えもしていなかったのと。それと、執行残の範囲予算である分の何台って言ってるんですよ。だからそこら辺をはつきり答えていただきたいと思います。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 先ほどのご質問で漏れていた部分ですけども、可搬式の発電機は今現在 30 台備品として用意しております。これについては、計画上は 55 台用意することになっておりますので、足りない分については今後も逐次購入して備蓄していきたいと考えてございます。

現在可搬式の発電機についてはですね、自家発電の備えてない避難所については、この可搬式の発電機で対応しているということでございまして、新聞社の取材については固定での発電機という質問でしたので、そのように答えている次第でございますので、よろしく願います。

それから電源タップにつきましてはですね、電源タップにもいろいろ種類がございまして、何が一番いいのかというところは、まだ検討している段階でございまして、その金額によっては購入個数も変わってくると思いますので、現在はそこまで検討に至っていないということで、ご承知願いたいと思います。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） まあいいです。私の言い方が悪かったんでしょう。

それで、電源タップのことなんですけども、要は基本的に道新の調査におかれている指定避難場所の非常電源整備率 3.6%という部分も当然電源タップがいるでしょうし、先ほども言ったようにほかの避難所、今のところ可搬式で 30 台持っていらっしゃるんで、それについても最低 1 台は必要かなと思います。それで計画では 50 台にするということですので、当然それくらい必要だと私は思いますけども、電源タップも今現状で市販されているものでどのタイプが良いかというのは、いままでのというか最近の地震の状況でも、それから各地の被災している場所をニュース報道で見れば、一台一台にということにはならないだろうと。当然何人も駆けつけてくるわけですから、必要とするわけですから、一台でスマホに何台も供給できるような電源タップ今ございますので。そういうものが今必要かと思って、まあ今検討中とのことですので、はっきり台数も言えないんでしょうけども。災害用備蓄備品についても 120%に達しているわけではございませんから、少しずつでも備えあれば憂いなしなので、120%程度といいですか、目標に備蓄していただければと思います、それで質問を終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 答弁は良いですね。

○4番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） 以上で横田喜世志君の質問が終わりました。

次に宮本雅晴君の質問を許します。

○13番（宮本雅晴君） 議長

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 私の方からは、今年の夏、結構暑い時期が続きました。

それで、先日火葬場の冷房設備についてということで、今回質問事項としてあげさせていただいているんですけども、例年になく7月の中頃から8月のお盆過ぎまで暑かったという時期で、それで火葬場に行く機会が結構頻繁に私多かったもんですから、

八雲町の斎場の待合室のホール、また和室炉前のホールがものすごく暑いと。それで私も収骨を何回かあのとき手伝ったんですけど、そのときかなりの暑さで温度も40度50度あるような熱の中で収骨するという状況下だったものですから、やっぱりこれは炉の前にもエアコンが必要ではないのかなと。また、状況から見ると上の方からの窓しかないもんですから風も入らないような状態というか、待合室も閉鎖状態で窓が開かないような密閉状態の待合室です。和室の方もなかなか窓の扉が開かないような状況なもんですから、網戸もなかなか開かないというか冊子もなかなか開け閉めできないような状況で、唯一、先日エアコン、和室奥の方だけ1個付けたんだってことで管理人さんに聞いたら言っていました。

それで、地方、函館の方から結構親族の方々が斎場に見えられていたんですけども、函館も七飯もオールエアコンで、七飯町も数年前からオールエアコンになったという部分でね、本当に快適状態で暑くても冬場でも最後の見送りに行けるような状況の環境が整ったという部分で、最近では北海道も体調を壊す可能性がある暑い日が毎日連続続いております。また、整った設置環境の中で最後のお別れをしたいということもあるため、八雲町斎場また熊石の斎場を一日も早くオールエアコン化するべきと考えているものでございますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、宮本議員のご質問にお答えいたします。

斎場へのエアコン整備についてのご質問ですが、町内には八雲斎場と熊石斎場の、2つの火葬場があります。昨年の斎場の利用状況は、八雲町斎場が216件、熊石斎場が53件となっており、そのうちエアコンが必要と見込まれる7月、8月の利用は、八雲斎場が27件で熊石斎場が8件となっております。八雲斎場は昭和62年に供用を開始され、32年が経過し、損傷の進行しやすい火葬炉については、計画的に老朽化対策として修繕計画を立て、施設の延命化を図っているほか、椅子、テーブルなど備品の破損も目立ってきたことから、今年ホールの椅子、テーブル、座椅子などを整備し和室にエアコンを整備しております。エアコンは7月4日に設置し、7月15日から8月15日までの火葬は13件あり、1日に2件以上はいった日は3日ありました。ホールなどオールエアコン化にしてはどうかとのご

質問であります、たしかに北海道の夏も暑い日が続き熱中症なども心配されます。今後の斎場の利用状況や、施設の改修なども含めて考えたいと思います。

熊石斎場についても平成19年に整備をし、エアコンは設置しておりませんが、今まで町民からの要望は聞いておりませんが、今後八雲斎場と合わせて必要があればエアコンの整備を考えたいと思いますので、よろしく願いいたします

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 今、町長さんの方からご説明がありまして、やっぱりエアコンが必要な場所だということも町長も思ったと思いますし、またああいう山の大神地区になりますので、場所も場所なもんですから、立地条件面でも虫だとかアブだとかいろんな環境面でね、小さいお子さん達もお見送りにきて、夏場ですから虫取りやったり原っぱで遊んだりという状況がありますので、できれば環境面も整備していただきたいなど。また、駐車場についてももう少し駐車場の面積を斜めではなくて、縦か横にきちっと設置していただければありがたいなという部分で、全面の道路は今年拡張工事で再舗装かかりまして、丁度厚生園に行くところ、350メートルか400メートルの舗装かかって直りましたが、火葬場内もかなり先ほど言われたとおり、三十数年経っておりますので、できれば建て替えをしていただければと思っているんですけども、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 宮本議員さんですね、本当に火葬場に行くときは暑かったり寒かったり、また駐車場のことも宮本議員のおっしゃるとおりだと感じております。先ほど言った火葬炉のところも大変古くなってきて、かなりこれからお金がかかってくるような、そんな想定もありますので、そして先ほどおっしゃったとおり、その出てくるのも大変熱いんですよ。あれも十分冷やしてから出すという方法なんかもですね、今いい方法もあるそうでありますので、その辺はですね明日、明後日すぐにとは言いませんけども、財政的なこともありますので、十分ですね、その辺も踏まえながら改築等々も考えてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 今、町長の方から改築も考えてみたいと良い答弁がありましたので、私もこの辺で一般質問の方を終わらせたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○議長（能登谷正人君） 以上で、宮本雅晴君の質問は終わりました。

これをもって通告の質問が全部終わりました。

一般質問を終結いたします。

◎ 散会宣告

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これを持って散会いたします。

次の会議は9月10日午前10時の会議を予定いたします。

[散会 午後 1時55分]